

平成28年度第1回

岩手県いじめ問題対策委員会

日 時：平成29年1月16日(月)
会 場：岩手県庁12階特別会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 議 事
 - (1) 県内におけるいじめの現状について
 - (2) 県内で発生したいじめ重大事態について
 - (3) その他
- 4 その他
- 5 閉 会

平成 28 年度第 1 回岩手県いじめ問題対策委員会出席者名簿

1 委員

所属団体・職名 等	氏 名
公立大学法人岩手県立大学 総合政策学部 教授	石 堂 淳
国立大学法人岩手大学 教育学部 教授	塚 野 弘 明
社団医療法人法成会 平和台病院 医師	伊 藤 欣 司
学校法人岩手医科大学 医学部講師 医師	星 克 仁
太田秀栄法律事務所 弁護士	太 田 秀 栄
山中法律事務所 弁護士	山 中 俊 介
臨床心理士	宮 古 守 夫
臨床心理士	宮 本 中 子
かなな福祉相談支援事務所 社会福祉士	高 橋 岳 志
一般社団法人岩手県社会福祉士会 社会福祉士	砂 田 麻 子

2 関係部局

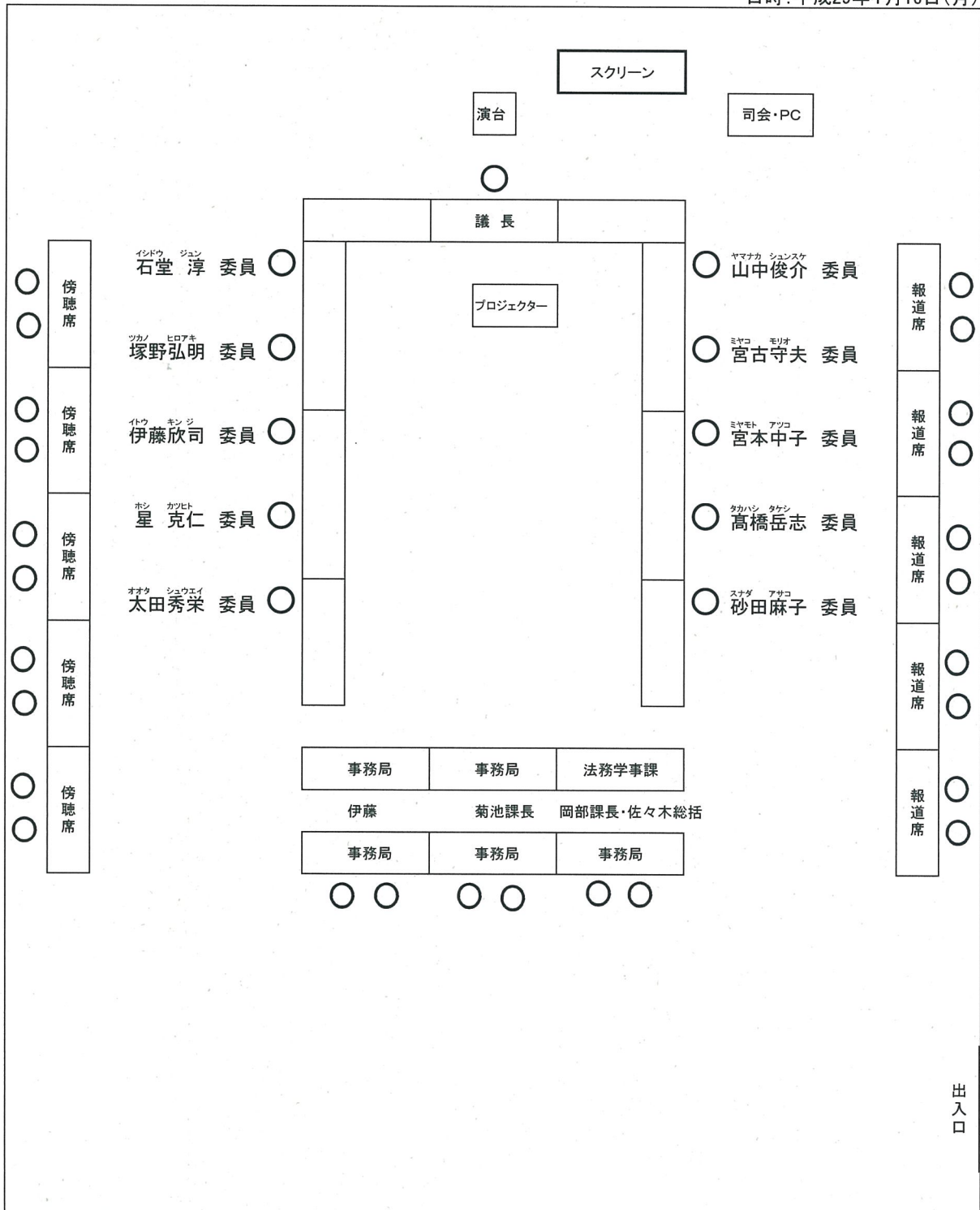
所属・職名	氏 名
岩手県総務部法務学事課 私学・情報公開課長	岡 部 春 美
岩手県総務部法務学事課 主任主査	佐々木 良 生

3 事務局

所属・職名	氏 名
岩手県教育委員会事務局学校教育室 首席指導主事兼生徒指導課長	菊 池 広 親
岩手県教育委員会事務局学校教育室 主任指導主事	伊 藤 正 則
岩手県教育委員会事務局学校教育室 主任指導主事	佐々木 寛
岩手県教育委員会事務局学校教育室 指導主事	柏 英 保
岩手県教育委員会事務局学校教育室 指導主事	佐々木 淳 一
岩手県教育委員会事務局学校教育室 指導主事	上 田 淳 悟

平成28年度第1回岩手県いじめ問題対策委員会 会場配置図

会場: 県庁12階 特別会議室
 日時: 平成29年1月16日(月)



岩手県いじめ問題対策委員会条例をここに公布する。

平成27年10月28日

岩手県条例第72号

岩手県いじめ問題対策委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、岩手県いじめ問題対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第12条の規定により定められた岩手県いじめ防止等のための基本的な方針に基づきいじめの防止等のための対策について調査審議すること。
- (2) 法第24条の規定による調査を行うこと。
- (3) 法第28条第1項の規定による調査を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、委員は、法律、医療、心理、福祉等に関し学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第5条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者の中から教育委員会が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある専門委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(部会)

第7条 委員会に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長の指名する委員及び専門委員をもって組織する。

3 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

4 第4条及び前条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要に応じて議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密を守る義務)

第9条 委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。

(補則)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

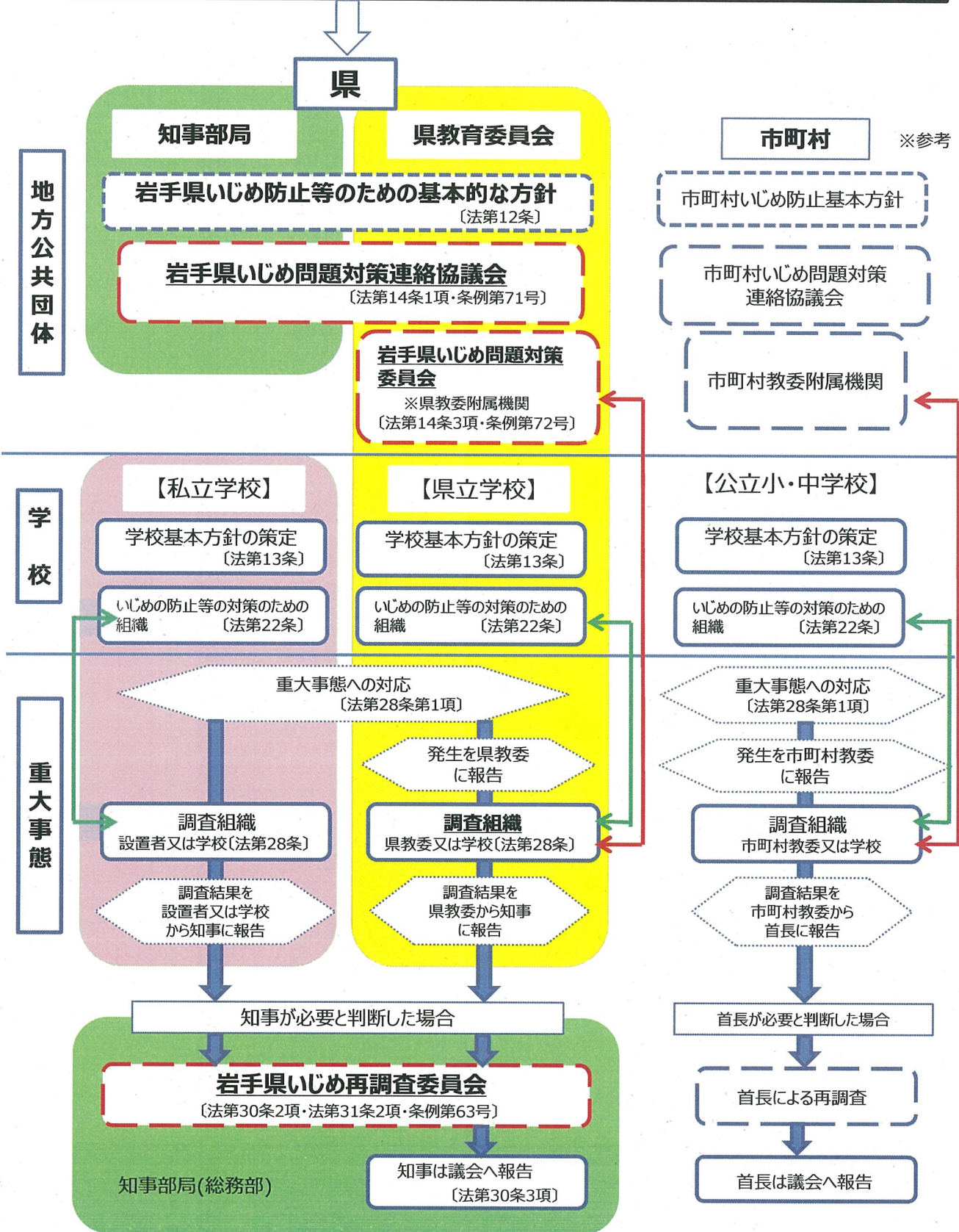
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「いじめ防止対策推進法」に係る岩手県の対応

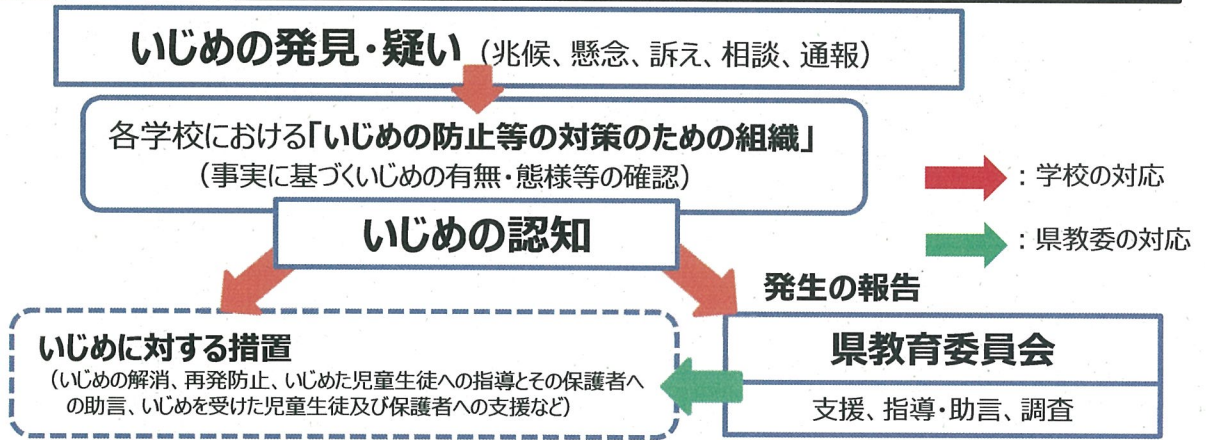
 : 義務
 : 努力義務
 : 任意設置

国 「いじめ防止対策推進法」(H25.9.28 施行)
 「いじめ防止等のための基本的な方針」(H25.10.11 文部科学大臣決定)

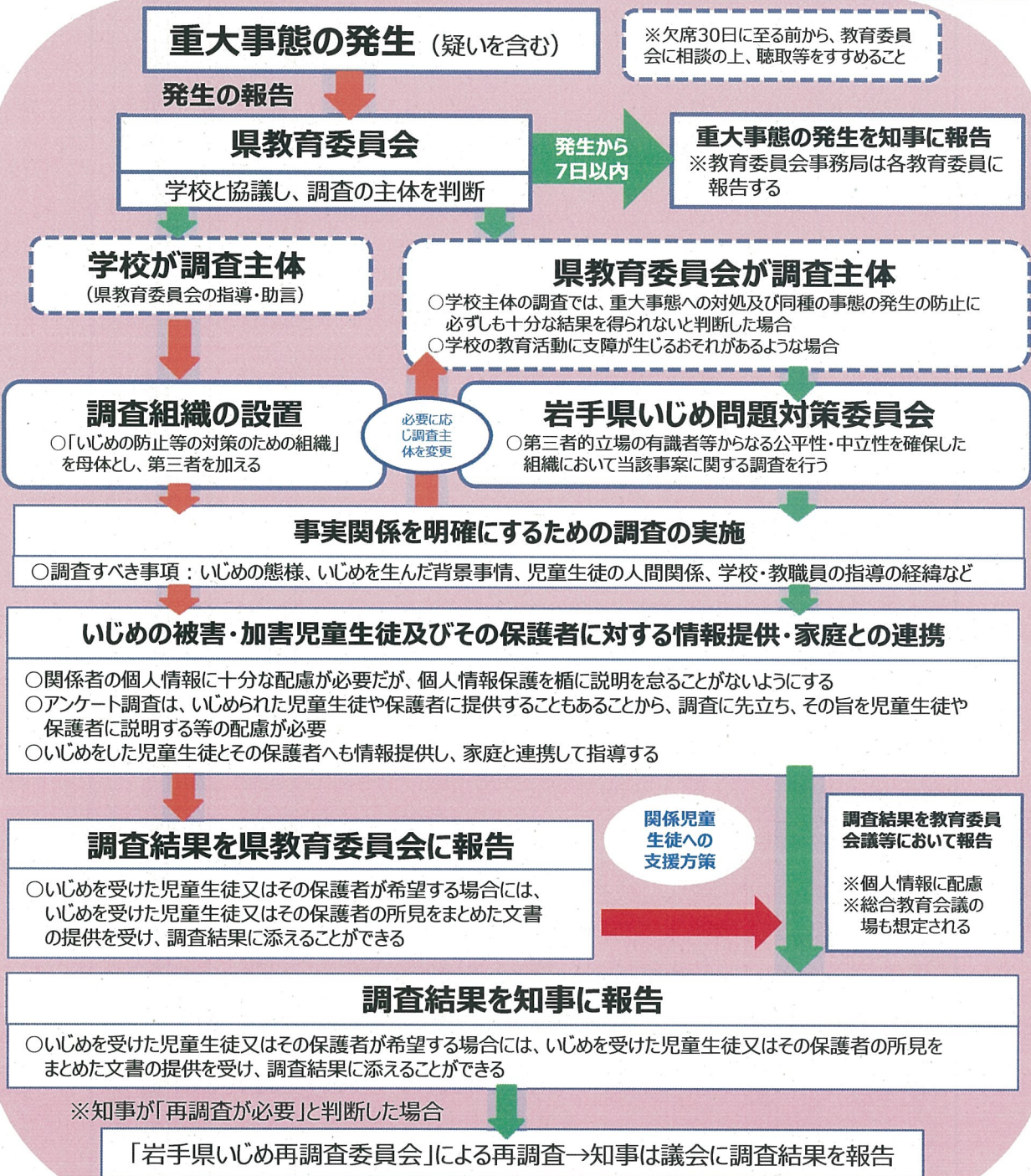


「いじめ防止対策推進法」及び「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」
に基づくいじめ事案への対応（県立学校におけるいじめ事案・重大事態）

重大事態以外の事案



重大事態



県内のいじめの状況について(公立学校分)

～平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果～

岩手県教育委員会

(1) いじめの概要

()内は平成26年度調査

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
認知した学校数	237 (197)	115 (110)	55 (54)	9 (8)	416 (369)
認知件数	2,302 (1031)	765 (492)	157 (162)	50 (89)	3,274 (1774)

(2) いじめの校種別認知件数の推移(過去5年間)

区分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		合計	
	件数	1校あたりの認知件数	件数	1校あたりの認知件数	件数	1校あたりの認知件数	件数	1校あたりの認知件数	件数	1校あたりの認知件数
平成23年度	124	0.33 (1.5)	123	0.66 (2.8)	72	0.94 (1.1)	12	0.86 (0.3)	331	0.51 (1.8)
平成24年度	1,468	3.97 (5.5)	597	3.21 (5.9)	196	2.65 (2.9)	25	1.79 (0.8)	2,286	3.55 (5.1)
平成25年度	467	1.30 (5.6)	241	1.38 (5.2)	120	1.58 (1.9)	9	0.64 (0.7)	837	1.34 (4.8)
平成26年度	1,031	3.00 (5.9)	492	2.91 (5.0)	162	2.13 (2.0)	89	6.36 (0.9)	1,774	2.94 (4.9)
平成27年度	2,302	6.77 (7.3)	765	4.55 (5.6)	157	2.07 (2.2)	50	3.57 (1.1)	3,274	5.47 (5.9)

注1 1校あたりの認知件数は、認知件数/学校総数

注2 ()は、全国の1校あたり認知件数(国・公・私立)

(3) いじめ発見のきっかけ

()内は26年度調査

区分		小学校	中学校	高等学校	特別支援	合計	比率(%)
学校の教職員等が発見		1,371	351	76	41	1,839	56.2 (48.5)
内訳	学級担任が発見	199	54	8	9	270	8.2 (11.4)
	学級担任以外の教職員が発見	34	28	5	4	71	2.2 (1.5)
	養護教諭が発見	14	2	1	0	17	0.5 (0.2)
	スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	1	2	0	0	3	0.1 (0.1)
	アンケート調査など学校の取組により発見	1,123	265	62	28	1,478	45.1 (35.2)
学校の教職員以外からの情報により発見		931	414	81	9	1,435	43.8 (51.5)
内訳	本人からの訴え	416	234	46	7	703	21.5 (22.9)
	当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	334	120	18	2	474	14.5 (19.7)
	児童生徒(本人を除く)からの情報	94	33	13	0	140	4.3 (4.7)
	保護者(本人の保護者を除く)からの情報	64	24	2	0	90	2.7 (3.7)
	地域の住民からの情報	3	0	0	0	3	0.1 (0.1)
	学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	18	2	0	0	20	0.6 (0.3)
	その他(匿名による投書など)	2	1	2	0	5	0.2 (0.1)
計		2,302	765	157	50	3,274	

(4) いじめられた児童生徒の相談の状況:件数、複数回答可 ()内は平成26年度調査

区 分	小学校	中学校	高等学校	岩手県教育委員会		
学級担任に相談	1,459	591	101	32	2,183	48.1 (45.7)
学級担任以外の教職員に相談	106	153	37	14	310	6.8 (9.4)
養護教諭に相談	49	51	19	1	120	2.6 (3.5)
スクールカウンセラー等の相談員に相談	34	40	11	1	86	1.9 (2.5)
学校以外の相談機関に相談	23	9	2	1	35	0.8 (0.6)
保護者や家族等に相談	814	265	43	8	1,130	24.9 (24.1)
友人に相談	205	78	25	1	309	6.8 (5.3)
その他	42	5	0	5	52	1.1 (0.2)
誰にも相談していない	225	50	29	12	316	7.0 (8.6)
計	2,957	1,242	267	75	4,541	

(5) いじめの態様:件数、複数回答可 ()内は平成26年度調査

区 分	小学校	中学校	高等学校	特別支援	合計	比率(%)
冷やかしやからかい, 悪口や脅し文句, 嫌なことを言われる。	1,399	576	101	30	2,106	48.0 (45.4)
仲間はずれ, 集団による無視をされる。	436	137	23	10	606	13.8 (16.3)
軽くぶつかられたり, 遊ぶふりをして叩かれたり, 蹴られたりする。	673	111	14	14	812	18.5 (15.5)
ひどくぶつかられたり, 叩かれたり, 蹴られたりする。	121	33	4	4	162	3.7 (5.0)
金品をたかられる。	12	7	4	0	23	0.5 (0.8)
金品を隠されたり, 盗まれたり, 壊されたり, 捨てられたりする。	124	49	2	1	176	4.0 (4.9)
嫌なことや恥ずかしいこと, 危険なことをされたり, させられたりする。	149	54	5	5	213	4.9 (5.1)
パソコンや携帯電話等で, 誹謗中傷やいやなことをされる。	14	42	50	2	108	2.5 (3.5)
その他	141	32	6	2	181	4.1 (3.3)
計	3,069	1,041	209	68	4,387	

(6) いじめの現在の状況 ()内は平成26年度調査

区 分	解消しているもの	一定の解消が図られたが、継続支援中	合計	解消率(%)
小学校	2,001	281	2,282	99.1 (96.6)
中学校	603	141	744	97.3 (97.2)
高等学校	133	19	152	96.8 (96.9)
特別支援学校	23	26	49	98.0 (95.5)
計	2,760	467	3,227	98.6 (96.7)

(7)「重大事態」について

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数は、17件であった。うち第28条第1項第1号に規定するものは2件、同項第2号に規定するものは14件、第1号及び第2号の両方に該当するものは1件であった。

(8) 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組の推移
(複数回答可、小・中・高・特別支援学校延べ学校数)

()内は平成26年度調査

区 分	学校数
いじめの問題に関して、職員会議等を通じて教職員間で共通理解を図ったり校内研修を実施したりした。	588
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	524 (488)
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	423 (344)
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	458
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	535
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。	284
P T Aなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	220 (105)
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	165
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	335
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	557
学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	553

※項目内容の見直しをしたため、平成26年度と同じ質問項目についてのみ平成26年度の結果を()で示した。

(9) いじめの発生状況の推移

	岩手県		全 国	
	発生件数	指数	発生件数	指数
昭和60年度	1,674件	100	155,066件	100
昭和61年度	859	51	52,610	34
昭和62年度	202	12	35,067	23
昭和63年度	197	12	29,786	19
平成元年度	170	10	29,088	19
平成 2年度	157	9	24,308	16
平成 3年度	91	5	22,062	14
平成 4年度	108	6	23,258	15
平成 5年度	141	8	21,598	14
平成 6年度	284	17	56,601	37
平成 7年度	357	21	60,096	39
平成 8年度	251	15	51,544	33
平成 9年度	182	11	42,790	28
平成10年度	124	7	36,396	23
平成11年度	113	7	31,359	20
平成12年度	159	9	30,918	20
平成13年度	141	8	25,037	16
平成14年度	53	3	22,205	14
平成15年度	68	4	23,351	15
平成16年度	69	4	21,671	14
平成17年度	69	4	20,143	13
平成18年度	1,513	90	124,898	81
平成19年度	840	50	101,097	65
平成20年度	441	26	84,648	55
平成21年度	438	26	72,778	47
平成22年度	478	29	77,630	50
平成23年度	331	20	70,231	45
平成24年度	2,286	137	198,109	128
平成25年度	837	50	185,803	120
平成26年度	1,774	106	188,072	121
平成27年度	3,274	196	224,540	145

(左は平成17年度までは公立の発生件数、平成18年度からは認知件数として、公立学校に加えて、国私立学校も調査。岩手県の件数は公立学校を対象。右は昭和60年度を100とした指数。)

岩手県いじめ問題対策委員会運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、岩手県いじめ問題対策委員会条例（平成 27 年岩手県条例第 72 号。以下「条例」という。）第 11 条の規定に基づき、岩手県いじめ問題対策委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を召集しようとするときは、委員に対し、あらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない理由のあるときは、この限りではない。

（会議の公開）

第3条 会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、委員長が委員会に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

一 岩手県情報公開条例（平成 10 年岩手県条例第 49 号）第 7 条第 1 項各号に該当すると認められる情報について調査審議を行う場合

二 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 会議を公開する場合は、会議の傍聴を認めることにより行うものとし、この場合の必要な手続きは別に定めるものとする。

（会議録等の作成等）

第4条 会議を開催したときは、会議録を作成する。

2 前条第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除き、会議録及び配付資料は、公開する。なお、公開に当たっては、個人情報の保護に留意するものとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 16 日から施行する。

岩手県いじめ問題対策委員会傍聴要領（案）

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、委員長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員会の委員長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

審議会等の会議の公開に関する指針

(平成 11 年 3 月 31 日制定)

(平成 13 年 4 月 1 日一部改正)

(平成 13 年 10 月 1 日一部改正)

(平成 15 年 4 月 1 日一部改正)

(平成 15 年 5 月 12 日一部改正)

(平成 16 年 3 月 1 日一部改正)

(平成 20 年 4 月 1 日一部改正)

(平成 22 年 4 月 1 日一部改正)

1 目的

この指針は、知事部局における審議会等の会議の公開に関する基本方針を定めることにより、県民に対して審議会等の会議の審議等の状況を明らかにし、もって開かれた県政を推進することを目的とする。

2 対象とする審議会等

この指針の対象となる審議会等は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに類するもの（以下「審議会等」という。）とする。

3 会議の公開の基準

審議会等の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。

(1) 法令等により調停又は仲介の手續等が非公開とされている場合

(2) 情報公開条例（平成 10 年岩手県条例第 49 号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 項各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について調停、審査、審議又は調査（以下「審議等」という。）を行う場合

(3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずることが明らかに予想される場合

4 公開又は非公開の決定

(1) 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、会議の公開の基準に基づき、審議会等の長が、当該会議に諮って行うものとする。

(2) 審議会等が、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

5 公開の方法等

(1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

(2) 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、会議の会場に一定の傍聴席を設けなければならない。

(3) 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手續及び遵守事項を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

(4) 審議会等は、可能な限り、会議に関する報道機関の取材に対して配慮するよう努めなければならない。

6 会議開催の周知

審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議開催日の遅くとも 1 週間前に、次の事項を行政情報センター及び行政情報サブセンター（行政情報サブセンター地域窓口を除く。）（以下「行政情報センター等」という。）に掲示し、及びインターネットの県のホームページに掲載するほか、県政番組等により事前に県民に周知するよう努めるとともに、報道機関に情報を提供しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 開催の日時
- (2) 場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴を認める者の定員
- (5) 傍聴手続
- (6) 問い合わせ先

7 会議資料及び会議録の公開

- (1) 審議会等は、公開した会議の結果について、報道機関に対し情報の提供を行うとともに、会議資料及び会議録を行政情報センター等で閲覧に供し、インターネットの県のホームページに掲載するものとする。

また、別に定める基準に該当する審議会等にあつては会議内容を録音した音声情報を、インターネットの県のホームページに掲載するものとする。

- (2) 審議会等は、会議を非公開とした場合であっても、条例第7条第1項各号に掲げる情報に該当するものを除き、当該会議に係る会議資料及び会議録を公開するよう努めなければならない。

8 審議会等一覧の作成及び公開

- (1) 部局等の長又は広域振興局長は、審議会等を新たに設置する場合は、当該審議会等の名称、設置根拠等を記載した資料（以下「審議会等一覧」という。）を作成し、総務部長に提出しなければならない。

- (2) 総務部長は、前項の規定により提出された審議会等一覧を、行政情報センター等に配架し、閲覧に供するとともに、インターネットの県のホームページに掲載するものとする。

- (3) 部局等の長又は広域振興局長は、毎年4月1日現在における審議会等の状況について、総務部長の定めるところにより報告しなければならない。

- (4) 総務部長は、前項の規定による報告に基づき、審議会等一覧の内容を修正のうえ、第2項に規定する手続を行うものとする。

- (5) 年度途中で審議会等一覧の記載事項に変更が生じ、又は審議会等を廃止した場合の手続は、前2項の規定の例によるものとする。

9 その他

この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

10 適用期日

この指針は、平成11年4月1日から施行する。